『受益と負担の観点から見た税制と社会保障制度改革に関する調査・研究』 (平成 18 年度(社)関西経済連合会委託調査研究)

財団法人関西社会経済研究所

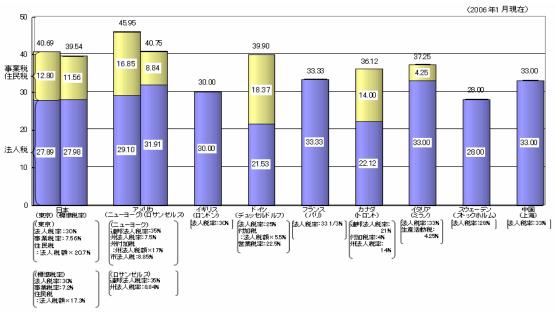
### 1. 地方法人課税の見直しについて

関西大学経済学部教授 橋本 恭之

### 第1節 はじめに

我が国の法人課税は、諸外国に比べると高いという議論が多い。しかし、国税としての 法人課税の水準を比較すると、我が国の法人税負担はそれほど高いわけではない。日本の 法人税の負担水準を高めている一つの要因は、地方税としての法人課税の水準が諸外国に 比べて高いことである。地方税固有の租税原則として挙げられる普遍性、安定性という観 点から考えると、我が国の地方税制が法人課税に過度に依存している状況は、是正される べきものと考えられる。そこで、本研究では地方税としての法人課税の見直しの方向性に ついて検討する。

### 第2節 地方法人課税の現状



- (注) 1 . 上記の実効税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税 率を合計したものである。
- 日本の法人事業税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。 なお、このほか、付加価値割及び資本割が課される。
- 3. アメリカでは、一部の州・市で、法人所得課税のほか、支払い給与額等に対して課税される場合がある。 4. ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収 益の 5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率 (デュッセルドルフは 450%) を乗じて税額が算出される。
- 5 . フランスでは、別途法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課され、法人利益社会税を含めた実効税率は34.43%と なる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記実効税率の計 算にあたり当該控除は勘案されていない)。なお法人所得課税のほか、法人概算課税及び職業税(地方税)が課される。
- カナダの連邦法人税の基本税率は 38%であるが、州法人税額控除 (課税所得の 10%相当額) 及び一般法人税額控 除 (課税所得の 7%相当額) が控除されるため、税率は 21%となる。なお、付加税は連邦税であり、連邦基本税率 (38%) を用いて算出した額から、州法人税額控除を控除した後の額の4%が課される。また、州法人税の税率は業種により異な り、一部の業種では12%となる。
- . イタリアの法人税は連邦税、生産活動税は州税である。なお、生産活動税の課税所得には人件費及び支払利息等が 含まれる。
- 8 . 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。
- 出所: 財務省ホームページ http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/084.htm
- 図1 法人実効税率の国際比較

この節では、地方法人課税の現状を各種のデータを用いて検証することにする。図1は、財務省による法人実効税率の国際比較を描いたものである。わが国の法人課税の実効税率は約40%であり、アメリカについで高いことがわかる。しかし、この法人実効税率の高さは、国税と地方税をあわせた場合にいえることである。国税のみでの比較では日本の実効税率は30%を切っており、フランス、イギリス、中国、イタリアよりも低くなっている。フランス、イギリス、中国では地方法人課税が存在しない。日本の法人税の実効税率は、地方税を加えるとこれらの国よりも高くなってしまう。国際的にみると地方法人課税の存在が法人税の実効税率を引き上げているわけだ。

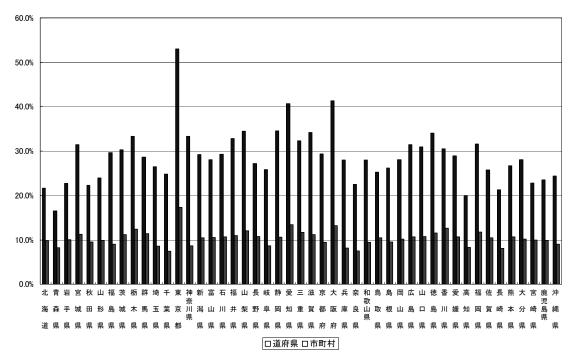
道府県税	税額(百万円)	割合(%)	市町村税	税額(百万円)	割合(%)
道府県民税	3, 398, 623	23. 5	市町村民税	7,668,558	40.3
個人均等割	46, 843	0. 3	個人均等割	137,468	0.7
所得割	2, 125, 519	14. 7	所得割	5,328,853	28.0
法人均等割	141, 032	1.0	法人均等割	397,030	2.1
法人税割	722, 152	5. 0	法人税割	1,805,207	9.5
利子割	273, 552	1.9	固定資産税	8,806,106	46.2
配当割	43, 729	0. 3	土地	3,484,481	18.3
株式等譲渡所得割	45, 795	0. 3	家屋	3,623,049	19.0
事業税	4, 338, 874	30.0	償却資産	1,600,274	8.4
(個人分)	215, 565	1.5	純固定資産税小計	8,707,805	45.7
(法人分)	4, 123, 309	28. 5	交付金	88,658	0.5
地方消費税	2, 613, 934	18. 0	納付金	9,643	0.1
譲渡税	2, 153, 452	14. 9	軽自動車税	145,857	0.8
貨物割	460, 483	3. 2	市町村たばこ税	868,038	4.6
不動産取得税	456, 402	3. 2	鉱産税	1,420	0.0
道府県たばこ税	282, 555	2. 0	特別土地保有税	7,462	0.0
ゴルフ場利用税	63, 837	0.4	法定外普通税	983	0.0
特別地方消費税	118	0.0	旧法による税		
自動車税	1, 713, 074	11.8	入湯税	24,195	
鉱区税	409		事業所税	291,603	
狩猟者登録税			都市計画税	1,236,129	8.1
法定外普通税	45, 101	0. 4	水利地益税	94	
道府県固定資産税	16, 494		共同施設税		
旧法による税	22		法定外目的税	1,354	0.0
自動車取得税	450, 883	3. 1	計	19,051,799	100.0
軽油引取税	1, 099, 912	7. 6			
入猟税					
狩猟税	2, 583	0. 0			
法定外目的税	4, 185	0. 0			
計	14, 487, 006	100.0			

表 1 地方税収の税目別割合(平成 16 年度決算)

出所) 『地方税に関する参考計数資料集』平成 18 年度版

次に、平成 16 年度決算における地方税収の税目別割合を示したものが表 1 である。この表によると道府県税収に占める税収シェアは、道府県民税法人税割が 5.0%、道府県税法人均等割が 1.0%、事業税 (法人分) が 28.5%であり、これらを合計すると 34.5%に達する。一方、市町村税収に占める税収シェアは、市町村民税法人税割が 9.5%、市町村民税法人均

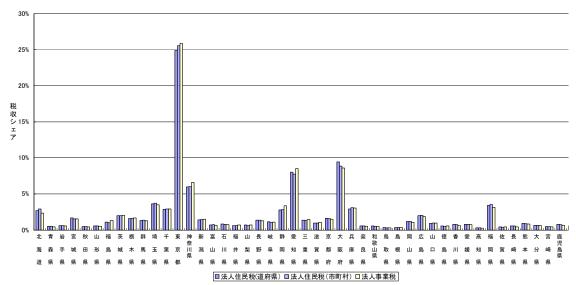
等割が 2.1%であり、これらを合計すると 11.6%となる $^{1)}$ 。この表からは、特に道府県税が 法人課税に過度に依存している状況が浮き彫りになる。



出所: 『地方税に関する参考計数資料集』平成18年度版より作成 図2 都道府県別の法人課税の依存割合(平成16年度決算額)

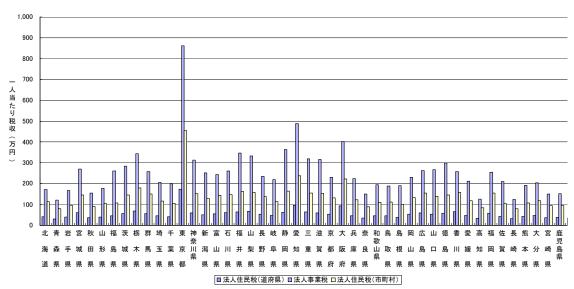
図 2 は、法人課税の税収依存割合を都道府県別に描いたものである。ここで、道府県の法人課税としては、法人事業税と法人住民税、市町村の法人課税としては、法人住民税を取り上げた。この図からは、道府県、市町村ともに、東京都、大阪府など大都市圏において、税収に占める法人課税の比率が高いことが指摘できる。

<sup>1)</sup> 市町村税における法人の負担としては固定資産税も存在する。



出所:『地方税に関する参考計数資料集』平成18年度版より作成図3 法人課税の都道府県別税収シェア(平成16年度決算額)

次に、図 3 は、都道府県別の法人事業税、道府県法人住民税、市町村法人住民税の税収シェアを描いたものである。各道府県がどの程度法人課税に依存しているかでなく、法人課税の税収が各都道府県にどのように配分されているかを示したものである。この図では、法人課税の税収の多くが大都市圏に配分されており、とりわけ東京には約 25%の税収が集中していることが読み取れる。



出所:『地方税に関する参考計数資料集』平成18年度版より作成

図 4 都道府県別一人当たり税収

これまでのグラフでは、都道府県別に税収総額を比較してきた。しかし、各都道県の人口規模の違いが各都道府県の税収格差を生じている可能性もある、そこで、図 4 は、各都道府県の法人住民税(道府県、市町村)、法人事業税の税収額を人口一人あたりに直して描いたものである。人口一人当たりでみても、法人課税の税収が東京に偏在していることがわかるだろう。

	外形標準化前	外形標準化後
北海道	94, 749	96,670
青 森 県	18, 693	17,661
岩 手 県	22, 165	23,128
宮 城 県	61, 055	64.083
秋田県	17, 235	17,898
山形県	20, 002	21,611
福島県	51, 671	55,090
茨城県	74, 287	84,937
栃木県	54, 262	84,937 69,204
群馬県	44, 436	52,340
埼玉県	124, 567	144.547
千葉県	106, 347	120,231
東京都	889, 559	1,066,790
神奈川県	210 204	273,061
一件宗川県 並、河 県	219, 294	273,001 61,405
新潟県	56, 862	61,405 27,348
富山県	25, 696	2/,348
石川県	28, 624	30,728
福井県	25, 147	28,410
山梨県	21, 925	29,567
長野県	46, 259	51,649
岐阜県	43, 526	46,083
静岡県	129, 861	138,026
愛知県 重順	350, 631	350,413
	54, 239	59,278
滋賀県	37, 416	43,203
京都府	58, 844	60.898
大阪府	308, 558	354,803
兵庫県	102, 681	125,218
奈良県	20, 470	21,438
和歌山県	19, 532	20,414
鳥取県	9,904	11,528
島根県	14, 611	14,309
岡山県	40, 491	14,309 44,768
広島県	65, 507	75,785
山口県	31, 146	40,056
徳島県	24, 498	24,188
香川県	24, 044	26,222
		21,222
愛媛県高知県	28, 038	31,377 9,994
高知県	10, 261	128,807
福岡県	107, 568	120,807
佐賀県	17, 126	18,273
長崎県	19, 020	18,517
熊本県	28, 145	35,539
大分県	21, 136	24,962 17,341
宮崎県	15, 723	1/,341
鹿児島県	25, 882	26,848
沖縄県	17, 602	18,665
平均	77, 219	87, 730
標準偏差	138, 482	163, 535
変動係数	1.793363523	1.864071822
	ひ	次则在『上以上中

出所:『地方税に関する参考係数資料集』より作成。

表 2 外形標準化前後の法人事業税税収 (単位:百万円)

次に事業税についての税収配分について示したものが表 2 である。外形標準化前の数字は、平成 15 年度決算の事業税の税収額、外形標準化後の数字は平成 16 年度決算における事業税の税収額である。事業税に関しては、平成 16 年 4 月から部分的な外形標準化が実施

されている。具体的には課税ベースのうち、4分の1外形標準課税、4分の3は所得課税のままとされた。外形標準化される部分は、平成3年~平成12の平均税収(大法人分)の4分の1(約5,100億円分)である。外形標準には、付加価値割と資本割が採用された。この外形標準化の対象は、資本金1億円を超える法人だけである。資本金等1億円超の法人に対する事業税の税率については、表3に示した通りである。

表2では、この平成16年度から実施された部分的な事業税の外形標準化によって税収の偏在度がどのように変化したかを示すために変動係数を求めている<sup>2)</sup>。表によると外形標準化前の変動係数は1.793363523であったものが外形標準化後には1.864071822となっており、部分的な外形標準化のもとでは、改革前よりも税収の偏在度が高まってしまったことがわかる。平成16年度から実施された事業税の外形標準化の当初の目的は、赤字法人であっても公共サービスからの利益を受けていることから応分の負担を求めるべきとの考え方から、赤字法人に課税できない所得課税から付加価値等の外形標準に変えるというもの、さらに所得ベースでの法人課税のもとでの大都市圏への税収の偏在を是正するというものであった。しかし、最終的には外形標準化の対象が大企業へ限定されたために、ほとんどの赤字法人への課税も税収の偏在度是正にもつながらなかったことになる。

課税標準	税率
付加価値割	0.48%
資本割	0.2%
所得割	
年400万円以下	3.8%
年400万円超800万円以下	5.5%
年800万円超および清算所得	7.2%
ただし、3以上の都道府県に事務所等を有する法	7.2%
人で資本金等1,000万円移譲の法人の所得	

表3 資本金等1億円超の法人に対する事業税の税率(2004年税制)

	平 成 1	6 年 度	平 成	15 年 度	比	較	
区 分	団 体 数 (A)	収 入 額 (B)	団 体 数 (C)	収入額(D)	団 体 数 (A) - (C)	增 減 額 (B) - (D)	
道府県民税個人均等割	2	459	1	115	1	344	
道府県民税法人均等割	3	5,327	2	5, 154	1	173	
道府県民税法人税割	46	95,251	46	83, 385	-	11,866	
事業税法人分	7	98, 216	7	84, 338		13,878	
自 動 車 税	1	53	_	-	1	53	
合 計		199,306	***	172,993	****	26,313	

表 5 都道府県の超過課税の状況

資料: 『地方財政白書』 (平成18年度)

2)変動係数は、標準偏差を平均値で除したものであり、データの散らばり具合を示す指標である。ゼロに近づくほど散らばりが少ないことを示す。

(単位:百万円)

次に、超過課税の現状についても見ておこう。表 5 は都道府県の超過課税の現状を示したものである。2004 年度(平成 16 年度)において、超過課税の大部分は、法人税割の道府県民税(46 団体)と事業税の法人分(7 団体)に対して行われている。個人均等割に超過課税を実施している団体は2004 年度で2 団体にすぎない。このように超過課税の大部分が、地域住民にとって直接の負担感が生じない法人課税に対して行われているのが実状である。表 6 は市町村の超過課税の状況を示したものである。この表からは、都道府県と同様に超過課税の大部分が法人課税に依存している状況がわかる。

							弈	成	6 年	度			苹	或 1	5 4	¥.	度			比				較	
	Κ				分	Øi	体 (A)	数	収	入 (B)	額	团	体 (C)	数	Đ.	į (	入 (D)	額	団 (A)	体	(C)	(	增 (B)	減一	額 (D)
市	町	村		民	税			1,226		2	43, 101			1,420			214	, 346			Δ	194			28, 755
	個	人	均	等	割			****						19				20			Δ	19		Δ	20
	所	1	Ŗ.		割						-							-				-			
	法	人 :	句	等	割			491			14, 151			550			13	, 848			Δ	59			303
	法	人		税	割			1,214		2	28,950			1,403			200	, 478			Δ	189		1	28,472
固	定	資		産	税			207			38, 425			260			39	, 063			Δ	53		Δ	638
	±.				地			207			12,331			260			12	2,582			Δ	53		Δ	251
	家				屋			207			16,473			260			16	, 380			Δ	53			93
	償	却		資	産			207			9,621			260			10	, 101			Δ	53		Δ	480
軽	自	動		車	税			24			501			29				483			Δ	5			18
鉱		産			稅			12			9			12				9				-			-
入		湯			稅			2			21			2				25				-		Δ	4
IB.	法	12	1	る	稅			-						-				-				-			-
	合			Î	it					2	82,056			***			253	926				-			28,130

(注) 「市町村民税法人税割」には、東京都が徴収した市町村税相当額(70,997百万円)を含む。

表 6 市町村の超過課税の状況

資料:『地方財政白書』(平成18年度)

法人の区分	超過税率
資本等の金額が50億円超の法人	160万円(80万円)
資本等の金額が10億円超50億円以下の法人	108万円(54万円)
資本等の金額が1億円超10億円以下の法人	26万円(13万円)
資本等の金額が1千万円超1億円以下の法人	7.5万円(5万円)
資本等の金額が1千万円以下の法人等	2万円(2万円)

表7 大阪府の法人住民税(年額)

注: () 内は、平成13年3月31日以前に開始した事業年度に適用される税率。

表 7 は、都道府県のなかで法人均等割へ超過課税をおこなっている例として大阪府の事例をとりあげたものである。大阪府の超過課税は資本金階級で5階級に分かれており、資本金等の金額が50億円超の法人に対して160万円の超過課税が実施されている。法人へ超過課税をおこなっている理由として、大阪府はホームページで「大阪府では、危機的な財政状況の下、大阪の再生に向けた様々な取り組みを重点的に推進するため、法人府民税均等割の超過課税を次のとおり実施しています。」と説明している。

この大阪府の事例に見られるように、これまで多くの地方団体は、超過課税を個人ではなく、法人に求めてきた。これは法人課税が住民にとって直接的な負担感がなく、比較的超過課税の提案が議会を通りやすかったためだと思われる。しかし、近年では、超過課税を法人だけでなく、個人に求める動きも出てきた。表 8 は、全国の森林保全等に関する税の状況を示したものである。森林保全に関する費用を調達するという目的で、高知県が平成15年から実施したのをはじめとして、全国に環境関連を目的とした超過課税の事例が増えてきていることがわかる。法人に対する均等割も導入されているものの高知県では個人と同じわずか500円となっており、資本金階級別に法人にのみ多額の超過課税を求めているのとは異なる状況であることがわかる。

- A	= 4	III o A Th	E40.74		± + = +		課税の仕組み	税収(百万	せんの他のか	
区分	県名	税の名称	議決	施行	主な目的	方式 個人		法人	円/年)	基金の創設等
	高知県	森林環境税	H15.2	H15.4~	森林の公益的機能の低下の予防による森林環境の 保全	県民税超過課税 (均等割)	500円/年	500円/年	140	「森林環境保全基金
	岡山県	おかやま森づくり県民税	H15.11	H16.4~	森林の公益的機能の重要性にかんがみた森林保全 事業の推進	県民税超過課税 (均等割)	500円/年	均等割額の5%	520	既存の「おかやま森 くり県民基金」の活用
導	鳥取県	森林環境保全税	H16.2	H17.4~	森林の公益的機能の持続的発揮のための森林環境 の保全及び森林を守り育てる意識の醸成	県民税超過課税 (均等割)	300円/年	均等割額の3%	100	「森林環境保全基金
入済	鹿児島県	森林環境税	H16.6	H17.4~	森林の公益的機能の重要性にかんがみた森林保全 事業の推進	県民税超過課税 (均等割)	500円/年	均等割額の5%	380	
8県	島根県	水と緑の森づくり税	H16.12	H17.4~	荒廃森林の再生による水と緑の森づくりに関する施 策の推進	県民税超過課税 (均等割)	500円/年	均等割額の5%	195	「水と緑の森づくり基金」
~	愛媛県	森林環境稅	H16.12	H17.4~	森林の公益的機能の重要性にかんがみた森林環境 の保全及び森林と共生する文化の創造	県民税超過課税 (均等割)	500円/年	均等割額の5%	356	「森林環境保全基金
	山口県	やまぐち森林づくり県民税	H17.2	H17.4~	森林の多面的機能の持続的発揮の重要性にかんが みた森林の整備	県民税超過課税 (均等割)	500円/年	均等割額の5%	380	
	熊本県	水とみどりの森づくり税	H17.2	H17.4~	森林の公益的機能の維持増進	県民税超過課税 (均等割)	500円/年	均等割額の5%	420	「水と緑の森づくりま金」
	福島県	森林環境税	H17.2	H18.4~	森林の公益的機能の重要性にかんがみた森林環境 の保全及び森林を守り育てる意識の醸成	県民税超過課税 (均等割)	1,000円/年	均等割額の10%	1,000	
	兵庫県	県民緑税	H17.2	H18.4~	緑の公益的機能の十分な発揮のための緑の保全及 び再生	県民税超過課税 (均等割)	800円/年	均等割額の10%	2,100	「県民緑基金」
導入	奈良県	森林環境税	H17.2	H18.4~	森林の公益的機能の重要性にかんがみた森林環境 の保全及び森林を守り育てる意識の醸成	県民税超過課税 (均等割)	500円/年	均等割額の5%	300	
議決	大分県	森林環境税	H17.2	H18.4~	森林の公益的機能の重要性にかんがみた森林環境 の保全及び森林を守り育てる意識の醸成	県民税超過課税 (均等割)	500円/年	均等割額の5%	290	
済(未	滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	H17.6	H18.4~	琵琶湖の水源かん養、県土の保全等の森林の公益 的機能が発揮される森林づくりのための施策	県民税超過課税 (均等割)	800円/年	均等割額の11%	600	
(未施行)(9	神奈川県	個人県民税に係る超過課税	H17.9	H19.4~	良質な水の安定的確保を図るための健全な水循環 機能の保全・再生	県民税超過課税 (均等割、所得割)	(均等割)300円/年 (所得割)所得金額700 万円以下の部分 0.032%	_	3,800	「神奈川県水源環境 全・再生基金」
県	岩手県	いわての森林づくり県民税	H17.12	H18.4~	森林の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮	県民税超過課税 (均等割)	1,000円/年	均等割額の10%	710	
	静岡県	もりづくり県民税	H17.12	H18.4~	森林の公益的機能の重要性にかんがみた荒廃した 森林の再生	県民税超過課税 (均等割)	400円/年	均等割額の5%	840	
	和歌山県	紀の国森づくり税	H17.12	H19.4~	森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造	県民税超過課税 (均等割)	500円/年	均等割額の5%	260	「紀の国森づくり基

表8 全国の森林保全等に関する税の状況

出所:

山梨県 HP http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/zeimu/images/29044801733.pdf

### 第3節 地方法人課税の改革案

この節では、地方の法人課税の状況をふまえて、地方法人課税のあるべき姿について検討する。租税原則に立ち戻った場合には地方法人課税はどのように改革すべきかを検討したうえで、具体的な地方法人課税の改革案を提示し、その改革案が地方団体の税負担配分に如何なる影響を与えるかを見ることにした。

### (1) 租税原則からみた地方法人課税

地方税には、効率、公平、簡素という租税原則に加えて、地方税固有の租税原則が存在 する。応益性、負担分任、普遍性、安定性と伸張性などである。応益性とは、公共サービ スからの受益に応じて、税負担すべきという考え方である。負担分任とは、行政サービスの受益者である地域住民がその行政サービスを分担すべきだという考え方である。いわば会費的な性格として税を捉えようというのである。普遍性とは、税源と税収が普遍的、つまりどの地域でも課税対象となるものが存在し、かつ税収が見込めなければならないというものである。

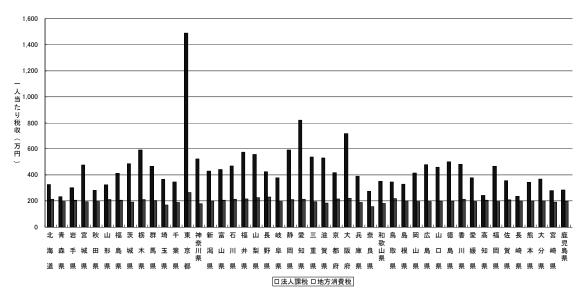
安定性と伸張性は、一見矛盾する原則である。伸張性は高度成長期において重視されていた考え方であり、都市圏での人口急増にともなって拡大する行政需要に対応するために、地方税の税収の伸びが必要だったためである。しかし、近年のバブル期から、その後の長期にわたる不況期の状況をみると、地方税収の急激な伸びと、その後の減少という歳入面での不安定さが、地方財政の運営自体の安定性を欠くものにしてしまった。このため近年になって重視されているのが安定性である。

地方への法人課税は、これらの地方税固有の租税原則のなかでは、応益性、負担分任、伸長性の観点からその存在が正当化されてきた。しかし、法人住民税の大部分は、法人税割りであり、事業税はその一部が外形標準化されたものの、対象は大企業のみであり、地方法人課税の大部分は、法人所得への課税となっている。所得を課税ベースとする限りは、赤字法人は課税できないことになる。赤字法人であっても道路や港湾施設などの公共財を利用することで受益を受けていることを考えると、応益性、負担分任の考え方に沿って地方法人課税が構築されているとはいえないことになる。また、伸長性は、人口増大時代の租税原則であり、すでに人口減少時代に突入した我が国においては、税収の安定性が重視されるべきである。普遍性の観点からは、前節でみたように法人課税の税収は大都市圏に集中されており、税収の偏在を是正する措置が必要だということがわかる。

したがって、地方固有の租税原則に則して考えれば、応益性の観点から大企業以外の事業税の外形標準化が、普遍性の観点から法人税割りの見直しが必要だといえよう。

### (2) 改革案

そこで、本稿では、道府県税における法人税割りの廃止と事業税の完全外形標準化の 2 つの地方法人課税の改革案を提唱することにした。法人税割りの見直しにおいて道府県税だけを考慮したのは、税収に占める法人課税の比率が道府県税の方が顕著であること、市町村の方が財政力格差が大きく、零細な市町村では法人税割り廃止による税収減が深刻な財政難をもたらすことを懸念したためである。法人税割り廃止の財源としては、地方消費税の税率引き上げを想定した。図 5 に示したように、一人当たりの税収は、法人住民税と比べるとあきらかに地方消費税のもとで平準化されることになる。平成 16 年度決算額の都道府県別の一人当たり税収の変動係数を求めると、法人住民税(道府県)0.41489775 に対して、地方消費税が 0.086796194 となっていることからも、地方消費税の方が普遍性の観点からすぐれた税であることがわかる。



出所:『地方税に関する参考係数資料集』より作成。

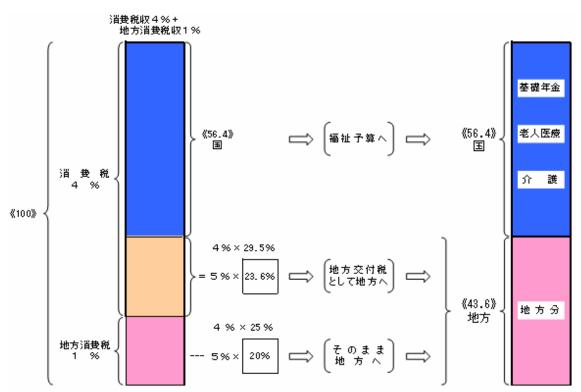
図 5 地方法人課税と地方消費税の一人当たり税収(平成 16 年度決算)

平成 16 年度決算によると法人税割(道府県)の税収は、7,221.52 億円となっている。したがって、この法人税割り廃止の財源をまかなうためには現在1%相当にすぎない地方消費税の税率を 0.27%ポイントだけ引き上げればよいことになる。地方消費税の税率引き上げは、必ずしも消費税の税率の引き上げを必要としない。図 6 に示したように消費税の税収は、税率1%相当部分が地方消費税、23.6%相当が地方交付税の財源となり、地方へ配分されている。この地方交付税部分の比率を引き下げれば、地方消費税の税率引き下げは不要となる。消費税率の引き上げについては、この法人税割りの廃止の財源としてでなく、歳入歳出一体改革において、2011年度に国のプライマリーバランスを均衡させるのに最低限必要なだけ引き上げる際にあらためて検討すべきだろう。現行制度のもとでは、国の財政再建のために消費税率を引き上げれば、税制改正をおこなわなくても、税収の 20%が自動的に地方消費税となるため、地方消費税の税収が増大することになるからだ3。

図 7 は、道府県の法人税割りを廃止し、地方消費税の税率を引き上げた場合に、都道府県間の税収配分がどのように変化するかを描いたものである。大都市圏に税収が集中している法人税割りの廃止と地方消費税の引き上げの組み合わせにより、地域間の税収格差が大幅に是正されることが見て取れる。税収減は、東京、大阪、愛知が主であり、三重、神奈川はわずかに減少、その他の道府県は増加し、東京への税収の集中が大幅に是正できる。

10

<sup>3)</sup>国の消費税収4%相当分に対しては、25%が地方消費税となる。



出所:財務省ホームページ http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/122.htm

図6 消費税の使途

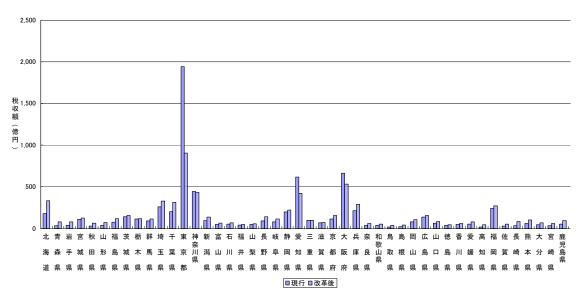


図7 道府県法人税割廃止、地方消費税引き上げによる税収配分の変化

次に、事業税の課税ベースを完全に外形標準化した場合の都道府県間の税収配分を示したものが図 8 である。外形標準としては、付加価値基準を採用した $^4$ )。事業税を完全に外形標準化した場合の変動係数は、1.793363523 から 1.360998807 へ低下し、税収格差が縮小することになる。

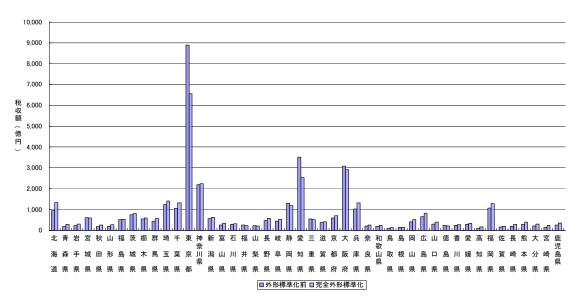


図8 事業税の完全外形標準化の効果

最後に、法人税割り廃止、地方消費税引き上げと事業税の完全外形標準化の双方を組み合わせた場合に各都道府県の税収配分がどのように変化するかを描いたものが図 9 である。道府県税全体の変動係数は 1.289044845 から 1.15194 まで低下し、税収の偏在度が改善されることになるだろう。

<sup>4)</sup>計算に際しては、平成16年度の県民経済計算における県内純生産を利用した。

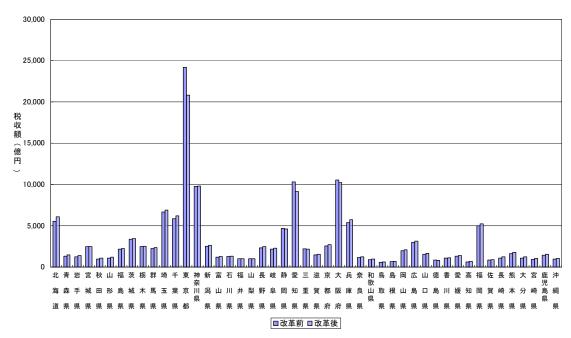


図 9 事業税完全外形標準化と道府県法人税割り廃止による税収配分の変化

### 2. 減価償却制度見直しによる影響について

関西大学経済学部助教授 前川 聡子

大阪大学大学院経済学研究科博士後期課程 小川 亮

### 第1節 はじめに

経済活動のグローバル化が進み、国際的な競争がますます激しくなる中、日本企業の法人税負担のさらなる引き下げが議論されている。税率の引き下げもさることながら、平成19年度の税制改正に向けて検討課題になっているのが、減価償却制度の見直しである。

減価償却制度は、1964(昭和39)年度の改正以降、基本的なしくみが変わることなく現在に至っており、企業の設備投資の実態やその変化を反映したものになっていない。償却資産のうち、とりわけ機械装置は技術革新のスピードや国際的な競争の激化を背景に、短期間でのスクラップアンドビルドが求められるようになってきている。しかしながら、日本の法人税法では、耐用年数は実際よりも長く、さらに、残存価額が取得価額の10%となっており、企業の機動的な設備投資決定を損ないかねないことが指摘されている。他の先進国では、残存価額ゼロかつ日本より短い耐用年数を設定していることも考慮するならば、国際的な競争力の確保という観点からも、日本における減価償却制度は見直しの時期に来ていると言えるだろう。

そこで本研究では、減価償却制度を見直した場合の設備投資への影響を明らかにする。具体的には、耐用年数を圧縮し残存価額をゼロとした場合に、企業が追加的に投資を行う際のコストである資本コストがどの程度変わるのかを試算した。

本稿の構成は以下の通りである。まず、現行制度において資本コストがどの程度の 水準にあるのかを示し、その中で減価償却制度にかかるコストの大きさをみる。次に、 減価償却制度の見直しを行った場合に現行の資本コストがどの程度程度するのかを明 らかにする。最後に、資本コストの低下による設備投資への影響、さらに法人税収へ の影響を整理してむすびとする。

### 第2節 資本コストとその現状

企業の法人税負担を計測するにあたっては、主として2つの方向からのアプローチがある。1つは平均的な負担をみるアプローチであり、いま1つは限界的な負担を見るアプローチである。平均的な負担をみる場合、実効税率として企業所得に対する法人税負担額の割合を計算するのが一般的である。代表的な指標としては、財務省が出している財務省型の実効税率がある。

それに対して限界的な負担をみる場合には、新たに投資を追加して行う場合に、その追加的な投資 1 単位に対する、税負担を含めた投資のコストを算出する。具体的には、資本コストやTax-adjusted Q (トービンのqに税制を考慮したもの)と呼ばれる指標がそれにあたる。

税制改革を行う上で問題となるのは、これから企業が新たに投資を行っていく時の 負担を、税制を通じてどう変えていくことができるかという点である。したがって、 本稿では追加的な投資に対する負担をみる指標である「資本コスト」を採用し、計測を行った。

以下では、まず、資本コストの導出・計算式を明らかにした上で、次に、その推計 結果(産業別推移)を提示する。

### 2.1 企業の投資決定と資本コスト

企業が設備投資をどれだけ行うかを決定する際に問題となるのは、その投資に係る 費用とそこから得られる収益である。企業の利潤ができる限り大きくなるように投資 を決定するのが基本であるから、投資を追加的に増やしていく場合、その追加的な投 資にかかる費用よりも追加的な投資から得られる収益の方が大きい限り、企業は投資 を追加し続けると考えられる。

しかしながら、投資の追加的な収益は投資の拡大により減少していく。これは、設備投資が生産に寄与するまでの時間等も勘案すると、投資拡大にあわせて比例的に生産が拡大するとは限らないためである。したがって、最終的には、投資の追加的な収益と投資の追加的な費用が等しくなるところで設備投資量が決定されることになる。

すなわち、企業の投資決定の鍵を握るのは投資にかかる追加的な費用であり、資本コストと呼ばれている。資本コストが低くなると、それに応じて追加的な収益の低い投資も実行できることから、資本コストを下げることは設備投資に対してプラスの影響を与えることができると考えられる。

以上のような考え方を基に、法人税制も考慮した資本コストを定式化すると次のようになる $^1$ 。

(法人税制を考慮した資本コスト)

$$C = \frac{P_{I_t}}{(1-\tau)P_t} \left[ \{ (1-\tau)i + \delta - \pi \}b + (\rho + \delta - \pi)(1-b) - (\rho + \delta - \pi)(z+k) - \tau h \rho \right] - \delta$$

 $P_t$ : 生産物価格、 $P_{I_t}$ : 投資財価格、τ: 法人実効税率  $\tau = \frac{(u+v)\times(1+\rho)}{(1+\rho+v)}$ 、u=法人税

率×(1+道府県民税+市町村民税)、v:事業税率、i:利子率、 $\rho$ :株主の期待収益率、(ただし、 $i=\rho$ )、b:負債比率、z:将来にわたる減価償却の節税分、k:投資税額控除率、h:引当金比率、 $\delta$ :経済的資本減耗率、 $\pi$ :投資財価格のインフレ率

### 2.2 産業別資本コストの推移と要因分解

前節の資本コストのモデルを使って、1994年度から2004年度までの日本における 資本コストを産業別に計測した。その結果を図示したのが図1である。製造業の平均 的な資本コストに加えて、今回の推計では、金属製品、電気機械、情報通信、サービ

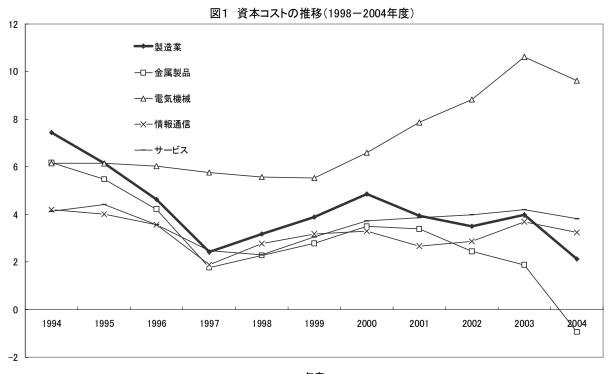
\_

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 詳しいモデル設定・導出については、前川聡子(2005)『企業の投資行動と法人課税の経済分析』参照。

ス産業の平均的な資本コストを計測した。

図1に示されているように、製造業の平均的な資本コストや、電気機械を除く産業の資本コストは期間を通じて低下している。これは、この間の低金利の傾向を反映したものと考えられる。

ただし、電気機械産業の資本コストが上昇しているのは、価格の影響によると考えられる。すなわち、この間、電気機械産業の産出価格のインフレ率が大きくマイナスとなっており、このデフレの影響が実質金利を上昇させたため、資本コストは逆に上昇する傾向が見られたと言えるだろう。



<sup>年度</sup> 図 1 産業別資本コストの推移(1994-2004年度)

以上より、1990年代後半から近年に至るまでの資本コストの推移が明らかとなった。 しかしながら、これだけでは、単に低金利とデフレの影響が示されただけで、法人税 制がこれまでの資本コストの推移にどの程度寄与してきたのかが明確ではない。とり わけ、現在問題視されている減価償却制度による資本コストへの影響が明示されてい ない。

そこで次に、資本コストをその構成要素に分解することにより、減価償却制度の資本コストに対するこれまでの影響を明らかにする。

### (資本コストの分解)

2.1節の定式化された資本コストをその構成要素単位で分解すると、次式のようになる。

### 資本コスト- 資本財価格 生産物価格 ×(外部資金調達コスト-自己資金調達コスト-税制要因)-資本形成コスト

外部資金調達コストとは、借入にかかるコストのことであり、ここでは法人税の負担を計算する際に負債利子が損金算入される効果も含めたコストとしている。自己資金調達コストは、借入以外の資金調達にかかるコストのことであり、2.1式のモデルで言えば、第2項にあたる部分を意味している。最後の税制要因とは、減価償却、投資税額控除、引当金の損金算入による節税効果をまとめたものである。2.1式のモデルの中では、第3、第4項にあたるのがこの税制要因である。

今回の推計では、税制要因のうち減価償却による節税分に焦点をしぼり、製造業の 平均的な資本コストを外部資金調達コスト、自己資金調達コスト、税制要因(減価償 却による節税分)に分解した。図2はそれを図示したものである。

図2に示されているように、1999年度以降、減価償却による節税分の構成比は縮小している。低金利政策が解除され金利上昇が見込まれる中、日本企業が国際的な競争にも対応できるようにするには資本コストの上昇を抑える必要がある。その手段の1つとして、減価償却制度をはじめとする法人税制の見直しによる対応も課題と言えるだろう。

それでは、減価償却制度を見直した場合、どこまで資本コストを下げる効果が期待できるのだろうか。次節では、資本コストのモデルを利用して、減価償却制度見直しによる資本コストの変化を推計する。

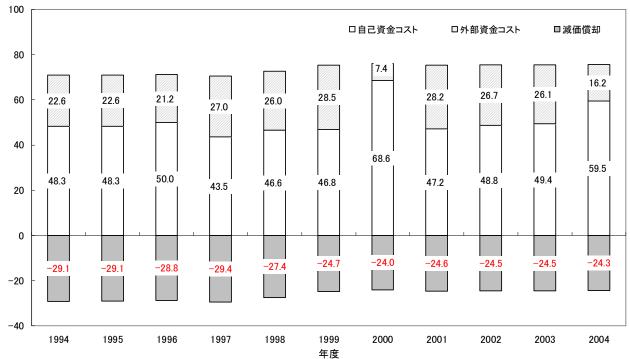


図2 資本コスト構成比 (製造業 1994-2004年度)

### 第3節 減価償却制度見直しによる影響

減価償却制度見直しの方向性として、現在、盛んに議論されているのは次の3点である。(1)現行制度で認められている95%までの償却可能限度額を100%にすること、(2)10%の残存価額を引き下げて償却の前倒しを可能にすること、(3)法定耐用年数を縮減する方向で見直し、実態に近づけるようにすること、である。

国際的な競争という観点から、諸外国の減価償却制度と比べて遜色ないような制度とするよう要望する声が強い。中でも、引き合いに出されるのが韓国と米国の減価償却制度である。韓国における減価償却制度では、残存価額5%を基準とする定率法の減価償却が行われ、法定耐年数に達した時点で全額償却が可能になっている。一方、米国における減価償却制度では、残存価額5%を基準とする定率法の減価償却が行われるものの、定率法での償却額が残存期間を定額法で償却した場合の償却額よりも小さくなれば、定額法での償却に切替えて償却が行われる。最終的には、韓国と同様、法定耐年数に達した時点で全額償却することができる。

そこで、日本における減価償却制度の見直しをシミュレーションするにあたり、これら韓国型と米国型の償却制度を適用した場合を想定し、その時の資本コストを計測する。以下では、まず、具体的なシミュレーションケースを整理し、次に、それらシミュレーションケースにおける資本コストの推計結果を現行の場合と比較する。さらに、このような減価償却制度の見直しを行った場合に考えられる影響として、懸念されている法人税収への影響や設備投資への影響についてもまとめる。

### 3.1 シミュレーションケース

本稿における具体的なシミュレーションケースは以下の通りである。

- 残存価額10%のまま耐用年数到達時点での100%償却の実施
- 韓国型の残存価額の引き下げ(10%→5%)+耐用年数到達時点での100%償却
- 米国型の残存価額の引き下げ(10%→5%)+耐用年数到達時点での100%償却
- 上記2種の残存価額の引き下げ+法定償却年数の圧縮 (建物構築物以外の償却 資産の平均耐用年数を半減)

残存価額10%のまま100%償却を行うケースは、上でまとめた論点(1)に対応するケースである。次の韓国型や米国型の償却スケジュールの適用は、(2)の論点に対するシミュレーションとなる。さらに、(3)の論点に対応するため、法定耐用年数の圧縮についてもシミュレーションを行う。具体的には償却資産のうち、建物構築物以外の資産の耐用年数を半減することを想定する。

第2節での現行制度における資本コストと同様、今回のシミュレーションでも製造業の平均手金資本コスト以外に、産業別の影響の違いをみるため、紙・パルプ、電気機械、情報通信、サービスの各産業における平均的な資本コストについても推計を行った。

### 3.2 資本コストの変化

シミュレーションケースにおける資本コストの推計結果は、図3、図4の通りである。 図3は、償却カーブの見直し(残存価額5%への引き下げ)として韓国型を想定した場合、図4は米国型を想定した場合の推計結果である。

図3、4を比較して明らかなように、韓国型、米国型いずれの場合も、現行と比較した資本コストの変化はどの産業でも類似している。すなわち、どちらの償却パターンを採用した場合であっても、減価償却制度の見直しによる資本コストの変化は以下の3点にまとめることができる。

第1に、償却可能限度額を100%にまで拡大することにより、当然のことながら減価償却による節税効果は大きくなるため、資本コストはどの産業でも低下する。第2に、残存価額を10%から5%に引き下げることによる償却率の変更は、その償却ルールが韓国型であっても米国型であっても資本コストを低下させる効果を持つ。第3に、法定耐用年数の縮減による償却の前倒しは、現在価値に直した減価償却による節税効果を引き上げるため、資本コストはさらに低下することになる。

以上のような資本コストの影響は、とりわけ償却資産における機械設備の割合の高い産業(電気機械産業等)で大きく表れている。例えば韓国型を想定した場合、電気産業では、資本コストは現行の7.1%から5.6%(韓国型+耐用年数半減)まで1.5%ポイントも低下している。それに対して、電気産業以外の産業ではおおむね0.5%ポイントの低下となっている。例えば、サービス業の場合、資本コストは現行の3.8%か

ら0.5%ポイント低下の3.3%(韓国型+耐用年数半減)となった。

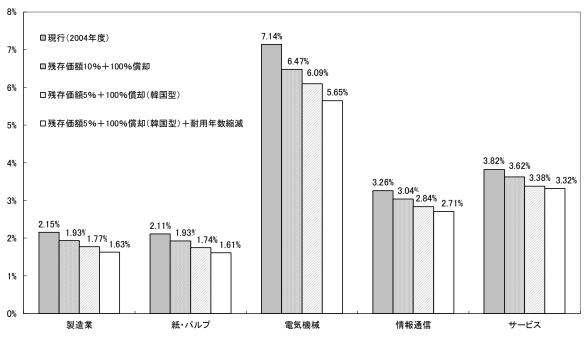
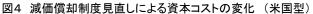
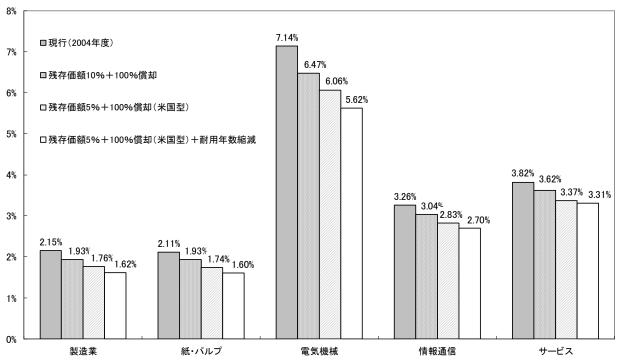


図3 減価償却制度見直しによる資本コストの変化 (韓国型)





### 3.3 法人税収・設備投資への影響

前節で示された減価償却制度の見直しによる資本コストの低下は、企業の設備投資を促進させる効果があると期待できる。その一方で、償却可能額の拡大により、法人税収が減収になることも懸念される。そこで本節では、減価償却拡大による法人税収への影響と、資本コスト低下による設備投資への影響について考察する。

### (法人税収への影響)

法人税収への影響としては、残存価額の引き下げによる償却前倒しの影響と、償却 可能限度額を100%にすることによる償却拡大による影響の2つが考えられる。

まず、1つ目の残存価額引き下げについて見てみよう。残存価額を10%から5%に引き下げることよって償却率が上昇する。これは、償却の前倒しとしての効果をもたらす。したがって、税収に対しては、前倒し償却の利子分による影響がでるだけである。 償却可能限度額が同じである限り償却総額が変わらないため、重大な税収減にはつながらないと考えられる。

税収への影響が問題となるのは、2つ目の100%償却による償却可能額の拡大である。 減価償却制度見直し対象を機械・装置類とし、それらの平均耐用年数を10年、法人税 率は39.54%の実効税率を仮定すると、試算では10年間で約8,000億円程度の法人税収 の減収となる。

この減収額はあくまで10年間での影響であり、次に指摘する設備投資拡大・経済成長促進による自然増収の効果まで考慮するならば、減収としての影響は懸念されるほど大きくはないと言えよう。

### (設備投資への影響)

第2節でも述べたように、資本コストが下がると、収益の低い投資プロジェクトも 実行できることから、設備投資が増えると期待される。したがって、第3節で示され たような減価償却制度見直しによる資本コストの低下は、企業の設備投資を促進させ る影響があると考えられる。

この点をより明確にするには、資本コストと設備投資との関係を統計的に分析する 必要がある。もし、資本コストと設備投資との間に有意に正の相関があることが示さ れるのであれば、資本コストの引き下げによる設備投資を促進させることが期待でき る。

そこで、1995~2004年度における産業別の資本コストと設備投資との関係を以下の式に基づいて推定したところ、機械系産業(一般、電気、輸送、精密、その他)において、資本コストは設備投資に対して有意にプラスの影響を持っている(8が有意にプラスである)ことが明らかとなった<sup>2</sup>。

<sup>2</sup> 推定結果については参考2の表を参照。

$$\frac{I_i}{K_i} = \alpha + \beta Cost + \gamma Wage + \varepsilon$$

I: 産業別資本ストック増加額 (『財政金融統計月報』法人企業統計年報特集)

K: 産業別資本ストック額 (『財政金融統計月報』法人企業統計年報特集)

Cost:産業別資本コスト (推計値)

Wage:産業別1人あたり実質賃金 (『財政金融統計月報』法人企業統計年報特集、

『国民経済計算年報』)

したがって、減価償却見直しによる資本コストの低下は、設備投資を促進させる可能性があると言えよう。

設備投資が増加し、企業の生産活動が活発になることは経済成長を促すことになる。 すなわち、生産拡大による企業の収益上昇は、雇用所得の増加・消費の増加を生み、 さらに生産拡大をもたらすことになる。そのような経済の活性化は、長期的に見て法 人税の自然増収を生むと考えられる。

実際、2005年度の法人税収は、景気回復による自然増収で当初見積もりを約1.7兆円上回る13.2兆円となった。2006年度も引き続き当初見積もり(13.1兆円)を上回ると予想されている。このように、経済成長による自然増収の効果は長期にわたり、かつ増収効果も大きい。

### 第4節 むすび

国際的な競争が激しくなる中、日本企業の法人税負担のさらなる引き下げが求める 声が経済界を中心に強くでている。それを受け、政府でも平成19年度の税制改正にお いて減価償却制度を見直す方向で検討が進められている。具体的な検討課題は、償却 可能限度額を現行の95%から100%に引き上げて投資額の全額を耐用年数終了時に償 却できるようにすること、特定の償却資産(ハイテク関連分野)については耐用年数 の短縮も検討することである。

このような減価償却の拡大は、企業の設備投資にかかる負担を軽減させ投資を促進させる効果が期待できる一方、企業の課税ベースを縮小させることを通じて法人税収の減収も懸念されている。しかしながら、今回の見直しによる影響は具体的には明らかにされていない。すなわち、(1)減価償却見直しによってどの程度企業の負担が軽減するのか、(2)そのような負担軽減は企業の設備投資を本当に促進させるのか、(3)法人税収はどの程度減収するのかについての明確な見通しは明らかにされていない。

そこで本稿ではこれらの点を明らかにするため、企業が新たに投資を増やす場合にかかる負担に注目し、その現行水準を産業別に計測するとともに、それが減価償却見直しによってどう変化するのかをシミュレーションによって明らかにした。企業の追加的投資にかかる負担を測る指標として採用したのは、「資本コスト」と呼ばれる指

標である。減価償却見直しとしては、100%償却の実施だけでなく、残存価額を他の 先進国並みの5%にまで引き下げることによる償却率の上昇、耐用年数の圧縮として 機械装置の平均的な耐用年数を半減するケースも考慮した。あわせて、産業別の資本 コストと企業の設備投資との関係も実証的に明らかにした。

シミュレーションの結果、上述したような減価償却見直しによって企業の資本コストは低下することが明らかとなった。さらに、その資本コストを低下させる効果は、減価償却の見直しを拡充すればするほど、つまり、100%償却の実施、残存価額の引き下げ、耐用年数の圧縮を追加するごとに大きくなることも明らかとなった。

法人税収への影響は、確かに、減価償却拡大による損金算入の増加によって減収が生じるものの、その規模は今回の試算に基づくと10年間で8,000億円程度であると見込まれる。しかしながら、産業別投資関数を推定した結果、機械設備の投資割合が高い機械系の産業では、資本コストの低下が設備投資の増加に有意に影響を与えることも示された。そのため、短期的には法人税収の減少が生じるものの、長期的には減価償却見直しによる資本コストの低下が企業の設備投資を促し、経済の活性化を通じて税収が増収することが期待できるといえる。

しかしながら、本研究の分析にも残された課題がある。今回は個別企業の財務データを集約したマクロの産業別企業財務データを利用したため、平均的な傾向しか指摘することができない。そのため、投資関数の推定も、機械系産業という限られた産業のみでしか成立せず、その結果もかろうじて採用できる結果であった。この点を解消するためには、企業の投資行動について、個別企業の財務データに基づいた詳細な分析が求められる。企業の負担を測る指標も資本コストだけに頼らず、それ以外の指標も計測する必要がある。これらについては、今後、分析を拡張する上で対応したい。

### (参考1 資本コスト計測で利用したデータ)

- ・ 価格データ: SNA経済活動別産出デフレータおよび中間投入デフレータ (3年移動平均)
- 利子率データ: 国内貸出平均約定金利 (日本銀行)
- 経済的資本減耗率:『民間企業資本ストックデータ』(内閣府経済社会総合研究所)より算出。
- 財務データ: 『財政金融統計月報』 法人企業統計年報特集 (財務省)より算出。

### (参考2) 資本コストを利用した投資関数の推定について (推定式)

$$\frac{I_i}{K_i} = \alpha + \beta Cost_i + \gamma Wage_i + \varepsilon$$

I: 産業別資本ストック増加額 (『財政金融統計月報』法人企業統計年報特集)

K: 産業別資本ストック額 (『財政金融統計月報』法人企業統計年報特集)

Cost:産業別資本コスト (推計値)

Wage:産業別1人当たり実質賃金 (『財政金融統計月報』法人企業統計年報特集、

『国民経済計算年報』)

### (推定結果)

推定対象: 機械系産業(一般、電気、輸送、精密、その他)

· 推定期間: 1995~2004年度

	Estimated Coefficient	T-statistics
Constant (a)	0.2264	3.0139 ***
Cost (8)	-1.5221	-1.8870 *
Wage (γ)	-0.0292	-1.8851 *

\*\*\*:1%有意水準で有意、\*\*:5%有意水準で有意、\*:10%有意水準で有意

Number of Observations: 50, Adjusted R-squared: 0.206,

Durbin-Watson: 2.55083

# 2006年将来人口推計と社会保障制度の社会保障制度の受ける影響

(財)関西社会経済研究所 北浦 義朗 2007年3月23日

# 1. 本報告の結論

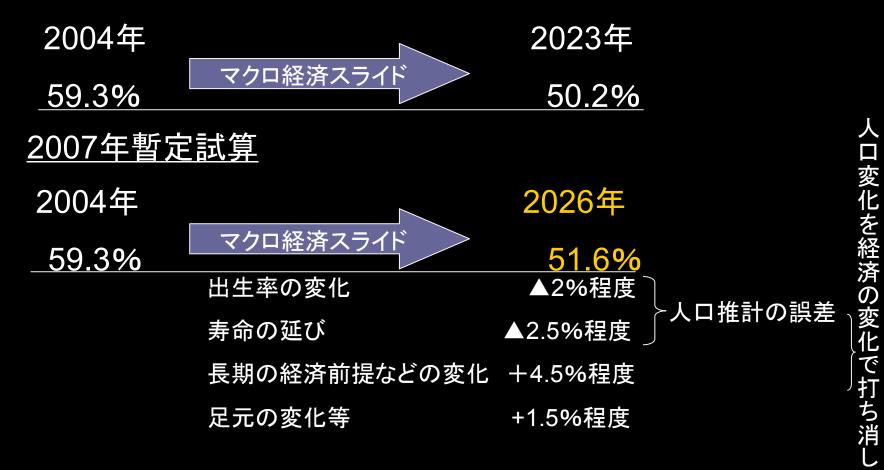
- 年金制度を維持していくためにも、着実な経済 成長と可及的速やかな少子化対策が必要。
- 政府全体として「整合性のある」推計を。
- ■特に人口の将来推計には、経済との関係性に 配慮した推計をすべき。

# 2. 本日の報告の流れ

- 新しい厚生年金の財政再計算(暫定試算)の 紹介
- ■新将来人口推計(2006年12月推計)
  - ■希望を反映した人口試算
- ■将来の経済の想定
- ■労働力率の見通し

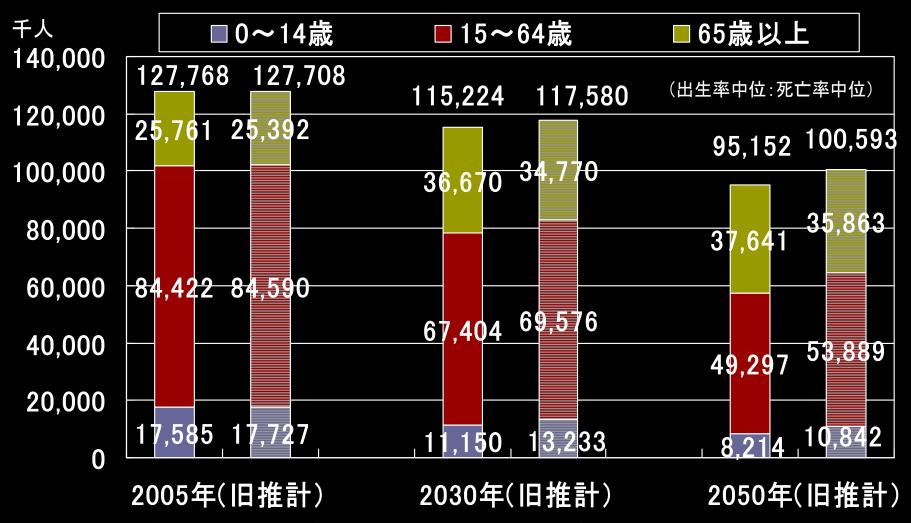
# 3. 人口変化等を踏まえた年金給付の変化

## 2004年財政再計算(所得代替率)



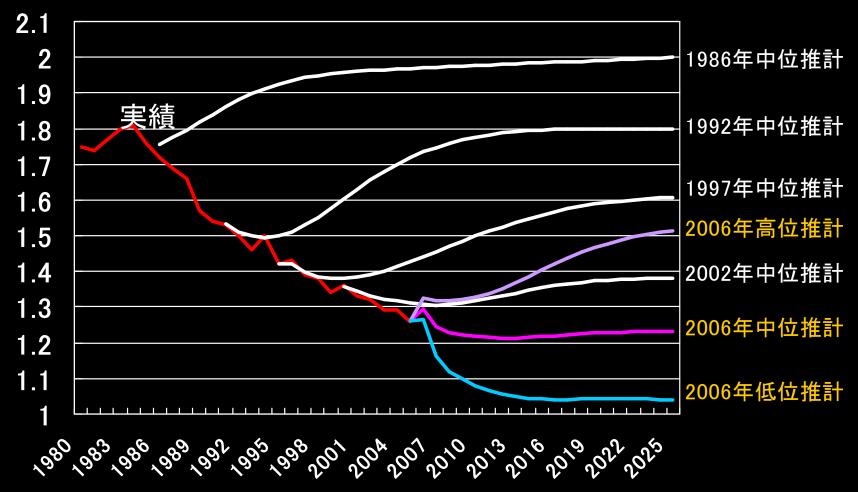
「人口変化等を踏まえた年金財政への影響(暫定試算)」第2回社会保障審議会年金部会 資料2より

# 4. 新人口推計(2006年12月)の結果



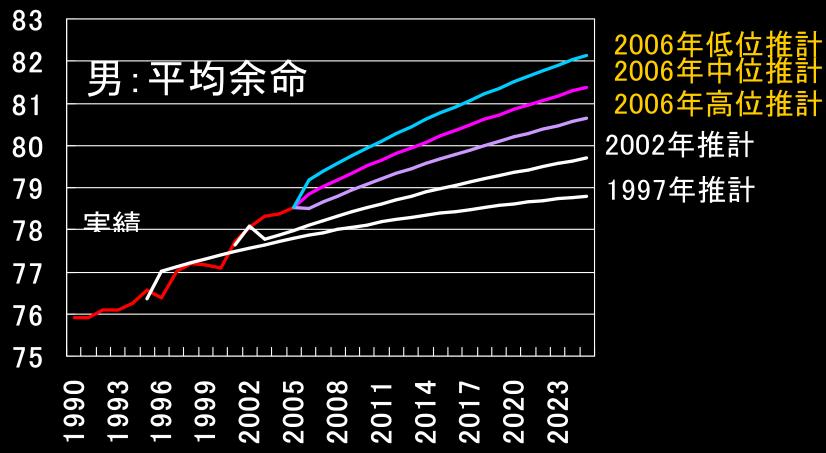
- 新人口推計では、旧推計より、更なる少子高齢化社会を予測している。
- 2050年には、人口は1億人を割り、高齢化率も40%程度となっている。

# 5. 2006年人口推計の出生率の仮定



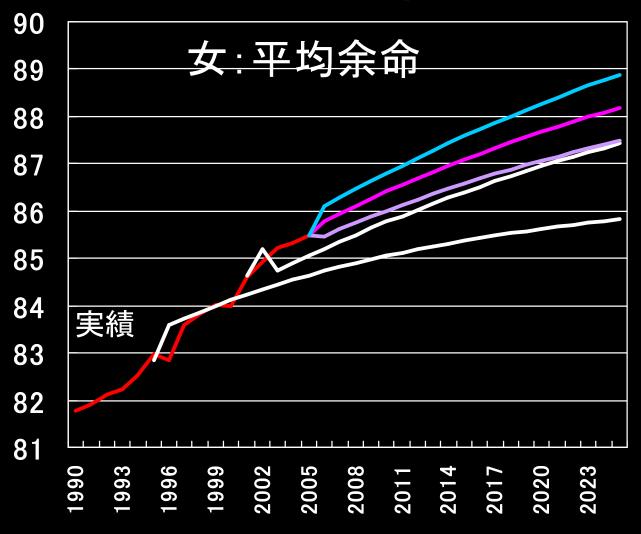
- 2006年人口の合計特殊出生率の仮定は、中位推計で1.26(2055年)、 高位で1.55、低位で1.06.
- 足元(2006年)の出生率回復は、ある程度、織り込み済み。

# 6. 2006年人口推計の死亡率の仮定



- 2002年人口推計における平均余命の前提が、実績に比べて低かった。 (1997年推計はほとんど実績を予測していた)
- 2006年推計では、死亡率に関しても、高位、中位、低位の設定をおくことになった。

# 7. 2006年人口推計の死亡率の仮定



2006年低位推計 2006年中位推計

2006年高位推計 2002年推計

1997年推計

# 8. 2006年人口推計結果マトリックス

	死亡率高位	死亡率中位	死亡率低位
	(82.4:89.2)	(83.7:90.3)	(84.9:91.5)
出生率高位	9,603万人	9,777万人	9,520万人
(1.55)	36.3%	37.3%	38.3%
出生率中位	8,193万人	8,993万人	9,167万人
(1.26)	39.5%	40.5%	41.6%
出生率低位	8,238万人	8,411万人	8,584万人
(1.06)	42.3%	43.4%	44.4%

2005年の合計特出生率は1.26、男性平均寿命は78.5歳、女性平均寿命は85.5歳。同じく、総人口は1億2777万人、65歳以上人口比率は20.2%。

(注)値は全て2055年の予測値。死亡率の()内は(男性平均寿命:女性平均寿命)。 枠内は、上段が総人口、下段が65歳以上人口比率。

# 9. 2007年年金暫定試算結果マトリックス1

【基本ケース】	死亡率高位	死亡率中位	死亡率低位
	(82.4:89.2)	(83.7:90.3)	(84.9:91.5)
出生率高位	??	54.2%	??
(1.55)	(55.7%)	2.6%	(52.7%)
出生率中位	53.1% (1.5		5% 50.1%
(1.26)	53.1% (1.5	2.2%	5% 50.1%
出生率低位	? ?	10/10/	??
(1.06)	(50.9%)	49.4%	(47.9%)

2004年の所得代替率は59.3%。

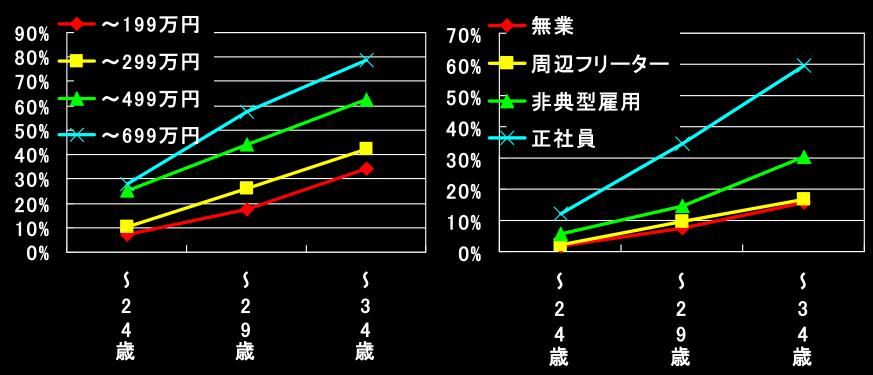
赤字は、2004年年金改正で公約した、所得代替率50%を維持できないケース。

(注)値は最終的な所得代替率。()内は単純に差し引きした試算値。

# 10. 新人口推計に関するコメント

- 少し悲観的過ぎる可能性あり。
  - 今回の新推計では、2002~2005年といった、まだ 景気の回復が実感されて(名目の成長率が低い)な い時期の、調査が用いられている。
- 経済学では、出生率と所得等の経済変数との 関係は正であることが示されている。
  - 伊達・清水谷(2004)に包括的なサーベイあり。
- 足元の経済を見れば、もう少し出生率が回復 してもおかしくはない。

# 11. 年収、就労形態と有配偶率(男性)



- 雇用状況の改善を考えると、今後の婚姻率は増えると予測される。
- 日本の社会的規範、婚姻と出生の強い関連性を考慮すれば、 出生数も同時に増える可能性は否定できない。

出典:労働政策研究・研修機構「若者就業支援の現状と課題」(2005年)

#### 12. 「希望を反映した仮定人口試算」について

- 国民の希望が叶った場合の人口の試算を、厚生労働省が 行ったもの。
- 合計特殊出生率=(1-生涯未婚率)×夫婦完結出生児数 ×離死別の影響
- 新人口推計=(1-23.6%)×1.69人×0.97•••<u>1.26</u>
- 仮定推計=(1ー<u>10.0%</u>)×<u>2.0</u>人×0.97•••<u>1. 75程度</u>

#### 結婚に関する国民の希望

「いずれ結婚するつもり」と答えた未婚者の割合

男87%、女90%

出典:2005出生動向基本調査(独身者調査)

<u>子どもに対する国民の希望</u>

「いずれ結婚するつもり」と答えた未婚 者の希望子ども数

男2.07、女2.10

出典:社会保障審議会 人口構造に変化に関する特別部会 2007年1月26日

「出生等に対する希望を反映した人口試算」の公表に当たっての人口構造に関する議論の整理 より

# 13.「希望を反映した仮定人口試算」と年金試算マトリックス2

(新中位推計との乖離度合い: 合計特殊出世率)	【基本ケース】 (最近の経済動向)	【参考ケース】 (H13~14の経済動向)
ケース I (希望実現ケース:1.76)	55 <b>~</b> 56%	52~53%
ケース II (希望実現2/3:1.61)	54 <b>~</b> 55%	50~51%
ケースⅢ (希望実現1/2:1.51)	53 <b>~</b> 54%	<u>49~50%</u>
ケースⅣ (希望実現1/3」1.41)	52 <b>~</b> 53%	<u>48~49%</u>

新推計の出生率の仮定は、中位1.26、高位1.55、低位1.09

- 希望どおり家族をはぐくみ、高成長を維持できれば、所得代替率はほとんど 下げなくてすむ。
- 経済的置換率=合計特殊出生率(1.65)×経済成長率(1.01)<sup>25年</sup> (=2.1)のような発想が必要では?

# 14. 所得代替率とは?

- 所得代替率= (新規に年金給付を受ける人の平均的な給付額) (その時の現役世代の平均的な月収)
  - ■(自分の現役時代の月収ではないことに注意)
- 事実上の賦課方式である日本の年金制度にとっては、どれだけ現役から高齢者に所得移転をするのかを示す数字。

# 15. 暫定試算の経済前提ついて

【基本ケース】:「日本経済の進路と戦略」に基づくケース (新成長経済移行シナリオ(歳出削減ケースA)

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012以降
物価上昇率	0.3%	0.5%	1.2%	1.7%	1.9%	1.9%	1.0%
賃金上昇率	0.0%	2.5%	3.0%	3.5%	3.8%	4.1%	2.5%
運用利回り	1.7%	2.4%	3.0%	3.7%	4.1%	4.4%	4 10/2

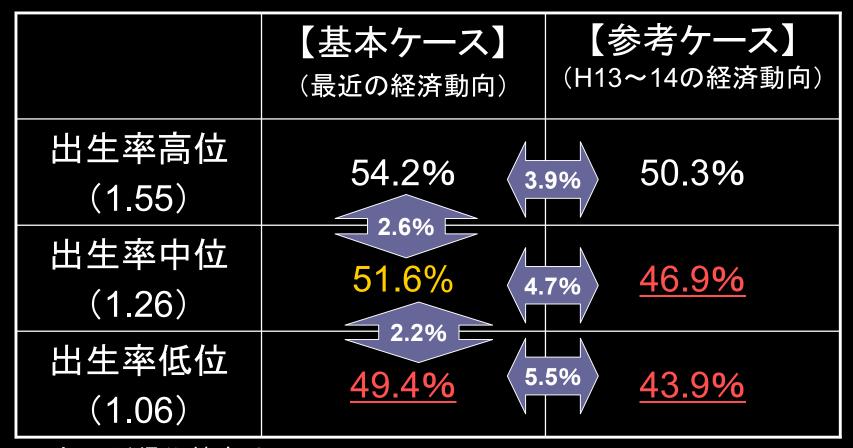
【参考ケース】: 平成16年再計算の前提 (平成13から14年ごろの経済動向を踏まえたケース)

賃金:0.4% 利回り: 0.9% の差

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012以降
物価上昇率	1.2%	1.5%	1.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
賃金上昇率	1.8%	1.8%	1.8%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%
運用利回り	0.8%	0.9%	1.6%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%

2004年の財政再計算と比べて、長期的な賃金上昇率・運用利回りの設定を 上げている。

## 16. 2007年年金暫定試算結果マトリックス3



2004年の所得代替率は59.3%。(注)値は最終的な所得代替率。

赤字は、2004年年金改正で公約した、所得代替率50%を維持できないケース。

出生率が高いほうが、より積立金が積み上がり(または取り崩しのペースが遅くなり)、 運用益が大きくなるため、所得代替率の低下が抑えられるのではないか?

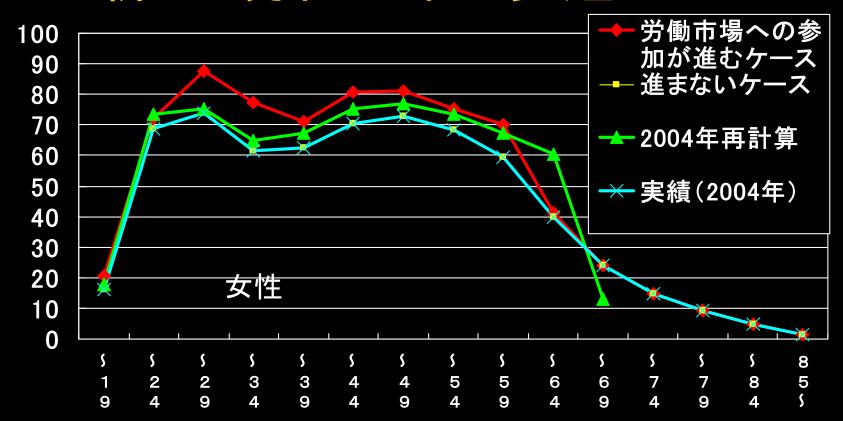
### 17. 2007年年金暫定試算結果マトリックス4

【参考ケース】	死亡率高位	死亡率中位	死亡率低位
	(82.4:89.2)	(83.7:90.3)	(84.9:91.5)
出生率高位	??	50.3%	??
(1.55)	(51.8%)		(48.8%)
出生率中位	?? /_	3.4%	??
(1.26)	(48.4%) (1.5	(1. 46.9%) 46.9%	<sup>5%</sup> (45.4%)
出生率低位	??	3.0%	??
(1.06)	(45.4%)	<u>43.9%</u>	(42.4%)

(注)値は最終的な所得代替率。()内は単純に差し引きした試算値。2004年の所得代替率は 59.3%。<u>赤字</u>は、2004年年金改正で公約した、所得代替率50%を維持できないケース。

2004年財政再計算時の経済前提(【参考ケース】)を用いた場合、出生率が高く、それほど平均寿命が伸びないケースであれば、50%の公約を守ることが可能。

# 18. 新しい労働力率の見通しについて



■ 暫定試算では、労働力率の見通し(特に女性)について、大きく改善される る予測を用いている。

(「労働市場への参加が進むケース」とは、各種施策を講じることにより、 より多くの者が労働市場へ参加可能になったと仮定したケース)。

出典:「人口減少下における雇用・労働政策の課題ーすべての人が自律的に働くことができ、安心して生活できる社会を目指して一」、雇用政策研究会、2005年7月.

19. 新しい労働力率の見通しについて2

	経済成長率				
	一人当たり成長率マク				
	0%	1%	1.5%	2%	2%
労働市場への参加が進まないケース (労働力率が2004年と同じ水準と仮 定)					
高年齢者の雇用機会が高まるケース					
女性の能力活用、仕事と生活の両立 が進むケース					
若年の就業が進むケース					
労働市場への参加が進むケース					

- 新しい労働力率の見通しは労働政策研究・研修機構の「労働力需給の推計ー労働力需給モデル(2004年版)による将来推計ー」による。
- 当該推計では、上表の25通りを推計している。
- 厚生労働省の将来見通しは、「一人当たり成長率が2%」の場合を採用している。
- 年金の暫定推定の経済前提と整合的であるかは、疑問が残る。

# 20. まとめ

- 年金制度を維持していくためにも、着実な経済成長と 可及的速やかな少子化対策が必要。
  - 公約された所得代替率50%を維持するために、「進路と戦略 2007」がしめしたような着実な経済成長と、子どもを生み育てやすい社会を形成することが必要。
  - 政府が示す「あるべき方向性(高成長・高出生率」が達成されなかった場合に、年金制度がどの様な姿になるのかを、しっかり国民に説明すべき(リスク・マネジメント)。
- 政府全体として「整合性のある」推計を。
  - 省あって政府なし。局あって省なし。
  - 経済・人口・労働などの予測が個別になされている。
- ■特に人口の将来推計には、経済との関係性に配慮した推計をすべき。

#### 参考1:川瀬・北浦・木村・前川(2007)論文

- 2004年財政再計算を再現したモデルを用いて、 2002年将来人口推計(前推計)の低位推計が実現 した場合の、対応策などについて検討。
- 出生率が低下した場合、所得代替率50%維持するには、以下のいずれかの措置が必要。
  - 支給開始年齢を67歳に引き上げる。
  - 国庫負担を60%までに引き上げる。
  - 厚生年金保険料率を19.6%まで引き上げる。

# 参考2:経済前提専門委員会

- 2009年までに行う厚生年金などの財政検証のための、経済前提について検討する委員会
- 江口隆裕 筑波大学ビジネス科学研究科長
- 権丈善一 慶應義塾大学商学部教授
- 駒村康平 東洋大学経済学部教授
- 樋口美雄 慶應義塾大学商学部教授
- 本多俊毅 一橋大学大学院国際企業戦略研究科助教授
- 増渕稔 日本証券金融(株)代表取締役社長
- 山口修 横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授
- 吉冨勝 独立行政法人経済産業研究所長
- 米澤康博 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
- 2007年3月2日に第1回が開催された。

#### 参考3:賃金上昇率の前提の変化について

- 実質賃金上昇率=労働力人ロー人当たり実質GDP成長率
- 労働力人ロー人当たり実質GDP成長率
  - =労働力人ロー人当たり資本ストック増加率×資本分配率 +全要素生産性
  - =(総投資率×GDP-資本減耗率-労働人口増加率)
    - ×資本分配率+全要素生産性

	総投資率	資本減耗 率	労働力人 口増加率	資本分配 率	全要素生 産性
基本ケース	同じ	9.5%	▲0.5%	41.6%	1.0%
2004再計算	21.4%	8.2%	▲0.5%	37.6%	0.7%
		基本ケースでは2004年 実績で一定。 2004再計算 は過去の平 均。		基本ケースでは2004年実績で一定。 2004再計算は過去の平均。	基本ケースでは「進路と戦略」。 2004再計算は「H13年次経済財政報告」。

#### 参考4:運用利回りの前提の変化について

- 実質賃金上昇率=物価上昇率+実質長期金利+分散収益率
- 実質長期金利=過去の平均実質長期金利×(2008~32年度の利潤率)/(過去の平均利潤率)
- 利潤率=資本分配率×GDP-資本減耗率

	分散投資による 追加的収益率	過去の平均利潤 率	平均実質長期金 利
基本ケース	0.4%	8.9%	2.38%
2004再計算	0.1~0.5%	9.9%	2.8%
	2004年再計算で はほぼ国債で運 用することも考慮。	基本ケースでは 1990~2004年 の平均。 2004再計算は 1987年~2001 年の平均。	基本ケースでは 1990~2004年 の平均。 2004再計算は 1987年~2001 年の平均。 10年国債応募者利 回り